

弘前市立百石町展示館植栽管理業務仕様書

弘前市立百石町展示館（弘前市大字百石町3番地2）の植栽管理業務については、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1. 業務対象

弘前市立百石町展示館の敷地内

2. 業務内容

弘前市立百石町展示館の敷地内に植栽された植物を管理し、良好な状態に整備する。

3. 管理範囲

(1) 緑地	1, 955 m ²
(2) 高木樹木（イトヒバ・ツバキ等）	4本
(3) 低木樹木（イチイ・ヒラド・サツキ等）	31本
(4) 生垣（サワラ H=2.0m）	58m
(5) 生垣（カエデ H=1.8m）	58m

4. 作業内容

受注者は、次の内容について作業を実施すること。なお、作業の実施日については、発注者と受注者の協議のうえ決定する。

(1) 植木剪定作業

①高木剪定	年1回
②低木剪定	年1回
③生垣（サワラ）	年1回
④生垣（カエデ）	年1回

(2) 除草作業

①緑地除草（機械除草：1, 173 m ² ）	年3回
②緑地除草（人力除草：782 m ² ）	年2回

(3) 薬剤散布作業

- ①樹木の状況に応じて、殺菌、殺虫剤の散布を行うこと。
- ②使用薬剤については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定による承認を受けた 医薬品及び医薬部外品を用いて、あらかじめ発注者に報告し、その承認を得ること。

(4) 施肥作業

- ①樹木の状況に応じて、樹木に合った施肥（化成肥料）を行うこと。
- ②施肥の際は、肥料障害が発生しないように配慮すること。

(5) 散水

樹木の状況に応じて、主に乾燥期に散水を適宜実施すること。

(6) 雪害対策

- ①樹木の大きさ、形状に合わせて、必要に応じて雪囲いまたは巡回及び雪払いを行い、雪害や枝折れを防止すること。
- ②樹木の損傷に配慮し、既設雪囲いの撤去作業を行うこと。

5. 業務体制

(1) 業務従事者名簿の提出

受注者は、業務従事者の名簿を発注者に提出すること。異動があった場合も同様とする。

(2) 業務責任者の配置

本業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するため、業務責任者を配置すること。

6. 業務報告

受注者は業務完了後、作業箇所毎における施工前、施工中及び施工後の記録写真を添付した業務完了報告書を提出すること。

7. 留意事項

(1) 選定作業等で発生した枝草、残材、ゴミ等は速やかに処理し、周辺の清掃を完全に行うこと。

(2) 受注者は、労働安全衛生法等の関係法令の遵守はもちろんのこと、常に作業の安全、歩行者への配慮、並びに駐車規制を含め、総合的安全対策に配慮し、事故防止に努めること。

(3) 作業実施中に事故等が発生した場合は、応急処置を講じ、その状況を遅滞なく発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

(4) この仕様書は、業務の基本事項を示すものであり、状況に応じて、軽微なものまたは設計書に記載されていない事項であっても、管理上必要なものについては、発注者の指示に従い、異議なく実施すること。

8. 環境配慮への協力

受注者は業務を実施するにあたり、市が実施する環境保全活動に係る取り組みに対して、可能な限り協力すること。

9. その他

当該業務に関して疑義が生じた場合は、その対処方法等について発注者と協議のうえ、決定する。